

経済産業省

官 印 省 略

20240318保局第3号

発電用風力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

発電用風力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

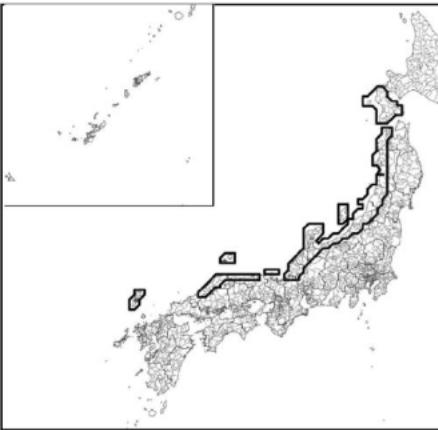
(別紙)

発電用風力設備の技術基準の解釈（２０１４０３２８商局第１号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。〕

改正後	改正前
【取扱者以外に対する侵入防止措置】 (省令第３条) 第２条 (略) ２ 発電用風力設備が<u>小規模発電設備</u>である場合には、発電用風力設備を設置する場所には、取扱者以外の者が容易に風車に接近しないように次の各号のいずれかにより措置を講じることとし、前項の規定は適用しない。 一～三 (略)	【取扱者以外に対する侵入防止措置】 (省令第３条) 第２条 (略) ２ 発電用風力設備が<u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u>である場合には、発電用風力設備を設置する場所には、取扱者以外の者が容易に風車に接近しないように次の各号のいずれかにより措置を講じることとし、前項の規定は適用しない。 一～三 (略)
第４条 (略) ２～４ (略) ５ 発電用風力設備が<u>小規模発電設備</u>である場合には、省令第４条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、第３項の規定は適用しない。	第４条 (略) ２～４ (略) ５ 発電用風力設備が<u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u>である場合には、省令第４条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、第３項の規定は適用しない。
【風車の安全な状態の確保】 (省令第５条) 第７条 (略) ２～５ (略) ６ 省令第５条第３項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。	【風車の安全な状態の確保】 (省令第５条) 第７条 (略) ２～５ (略) ６ 省令第５条第３項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

改正後	改正前
一 発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、次に掲げる地域の区分に応じ、次に定める要件を満たすこと。 イ 別図1のA線で囲まれた地域 (イ) 風車への雷撃の電荷量を600クーロン以上と想定して設計すること。 (ロ) 雷撃から風車を保護する効果が高く、かつ、容易に脱落しない適切なレセプターを風車へ取付けること。 (ハ) 雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設すること。 (ニ) 風車への雷撃があった場合に直ちに風車を停止することができるように、<u>落雷検出装置等を施設すること。</u> ロ 別図2のB線で囲まれた地域 (イ) 風車への雷撃の電荷量を300クーロン以上と想定して設計すること。 (ロ) イ(ロ)、<u>(ハ) 及び (ニ)</u> の要件を満たすこと。 ハ 別図1のA線及び別図2のB線で囲まれた地域以外の地域 (イ) 風車への雷撃の電荷量を150クーロン以上と想定して設計すること。 (ロ) イ(ロ)、<u>(ハ) 及び (ニ)</u> の要件を満たすこと。 <u>三 落雷検出装置は、日本産業規格 JIS C 1400-24:2023（風力発電システム-第24部：雷保護）に示す風車用雷電流検知形落雷検出装置に適合するものであること。但し JIS C 1400-24:2023（風力発電システム-第24部：雷保護）ではA線で囲まれた区域を冬季雷区域、A線で囲まれた区域以外を夏季雷地域と称していることに留意が必要である。</u> 二 風車を支持する工作物（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）の高さが20メートルを超える部分を雷撃から保護するように、次に掲げる要件の全てを満たす避雷設備を設けること。 イ 風車を支持する工作物に被害を及ぼすことなく、雷撃によって生ずる電流を	一 発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、次に掲げる地域の区分に応じ、次に定める要件を満たすこと。 イ 別図1のA線で囲まれた地域 (イ) 風車への雷撃の電荷量を600クーロン以上と想定して設計すること。 (ロ) 雷撃から風車を保護する効果が高く、かつ、容易に脱落しない適切なレセプターを風車へ取付けること。 (ハ) 雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設すること。 (ニ) 風車への雷撃があった場合に直ちに風車を停止することができるように、<u>非常停止装置等を施設すること。</u> ロ 別図2のB線で囲まれた地域 (イ) 風車への雷撃の電荷量を300クーロン以上と想定して設計すること。 (ロ) イ(ロ) <u>及び (ハ)</u> の要件を満たすこと。 ハ 別図1のA線及び別図2のB線で囲まれた地域以外の地域 (イ) 風車への雷撃の電荷量を150クーロン以上と想定して設計すること。 (ロ) イ(ロ) <u>及び (ハ)</u> の要件を満たすこと。 (新設) 二 風車を支持する工作物（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）の高さが20メートルを超える部分を雷撃から保護するように、次に掲げる要件の全てを満たす避雷設備を設けること。 イ 風車を支持する工作物に被害を及ぼすことなく、雷撃によって生ずる電流を

改正後	改正前
安全に地中に流すことができる雷保護は、日本産業規格 JIS C 1400-24;2023 (風力発電システム-第 24 部：雷保護) に適合するものであること。 ロ 避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある部分にあっては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。 7 (略)	安全に地中に流すことができる雷保護は、日本産業規格 JIS C 1400-24;2014 (風車-第 24 部：雷保護) に適合するものであること。 ロ 避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある部分にあっては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。 7 (略)
 別図1 □ A線  別図2 □ B線	 別図1 □ A線  別図2 □ B線

改正後	改正前
備考 別図 1 及び別図 2 は、国土交通省国土地理院発行の地球地図日本データ（2016 年発行）（縮尺 1000 万分の 1）を元に作成したものである。	備考 別図 1 及び別図 2 は、国土交通省国土地理院発行の地球地図日本データ（2011 年発行）（縮尺 1000 万分の 1）を元に作成したものである。
【風車を支持する工作物の施設制限】 （省令第 7 条） 第 17 条 （略） 2 発電用風力設備が<u>小規模発電設備</u>である場合には、前項の規定は適用しない。	【風車を支持する工作物の施設制限】 （省令第 7 条） 第 17 条 （略） 2 発電用風力設備が<u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u>である場合には、前項の規定は適用しない。